

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

(10/1～10/24 実施分)」実施概要【大企業向け】

都では、令和3年10月1日から10月24日までの間、営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等を運営する大企業に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給します。

■受付開始時期等

○受付要項公表

令和3年10月25日（月）14時（予定）

○申請受付期間

令和3年10月25日（月）～令和3年11月30日（火）

■対象要件

○営業時間短縮等の要請を受けた都内の飲食店等※1を運営し、都内全ての直営店舗において、要請に全面的にご協力いただいた大企業※2（みなし大企業※3を含む）が対象となります。

- 令和3年10月1日から令和3年10月24日までの期間において、営業時間短縮等の要請に協力をいただいた都内の飲食店等が対象となります。
- 要請の対象となる店舗を運営する事業者に対し、店舗ごとに支給します。
- 要請開始日（令和3年10月1日）より前に開店しており、営業の実態がある店舗が対象となります。

- ▶ 都外に本社がある事業者も対象になります。
- ▶ ガイドラインを遵守し、「点検済証」又は「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者が見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ▶ 申請に当たっては、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していただくことが必要です。
- ▶ 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合は、カラオケ設備の利用を自粛すること、また、飲食を主として業とする店舗以外で、カラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密を避け、換気を確保する等、感染対策を徹底することが必要です。

○都内にある傘下のフランチャイズ店に対しても、協力依頼を行うことが必要です。

- ※1 飲食店等とは、「飲食店」、「遊興施設等（バー、カラオケボックス等）」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。
- ※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社
- ※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。
 - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること。
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
 - ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - ・その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること

■支給額

一店舗当たり、上限480万円

※算出方法など詳細は参考1のとおり

※ただし、大企業は、売上高減少額方式のみ

■申請方法

- 専用ポータルサイトから申請することができます。なお、申請する法人に係る書類、申請する店舗の営業実態を確認できる書類について、オンラインによる提出が難しい場合は、郵送による提出も可能です。

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめて行っていただく必要がございます。

なお、申請後の店舗追加はできません。また、同一法人による複数回の申請も受け付けられないため、申請前に対象店舗を十分にご確認ください。

■申請書類（予定）

(1) 申請する法人に係る書類

① 納税関係書類（全て必要）

売上高の算定の際に使用した年の以下の書類

- ・確定申告書（控え）
- ・法人事業概況説明書（控え）又は会社事業概況書（控え）

② 売上高の証拠書類【店舗ごと】

※以下の場合は、省略可とする。

店舗が1か所であり、飲食業以外の事業を行っていない事業者について、確定申告書類で店舗の飲食業の月次売上高が把握できる場合

③ 遵守事項に関する確認書

④ 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧

⑤ 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する協力依頼を証する書類

・フランチャイズ店への協力依頼の方法は、ホームページ掲載、メール、通知文等を想定しています。

⑥ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類
(例)通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの該当ページの写しなど

(2) 営業実態を確認できる書類【店舗ごと】

① 飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）

② 光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）等
※店舗所在地が記載されているもの

③ 店舗の内観及び外観がわかる写真

④ 営業時間短縮及び酒類の提供有無・提供時間の状況が確認できる書類

（例）A（認証済店）については営業時間短縮の期間及び酒類の提供時間を告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DMの写し、B（非認証店）については営業時間短縮の期間及び酒類の提供取りやめ等を告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DMの写し

※令和3年10月1日からBとしてご協力いただいていた店舗で、要請期間の途中で点検済証の交付を受けた店舗は、Bとしてご協力いただいていた期間については上記Bにかかる書類、またAとしてご協力いただいていた期間については上記Aにかかる書類を両方提出していただく必要があります。なお、これらの書類は、A、Bそれぞれの状況が確認できれば合わせて1点でも問題ありません。

⑤ 感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真（ステッカー記載の店名が判読できるもの）

⑥ コロナ対策リーダー宣誓書（店舗名、リーダー名の記載があるもの）

⑦ 点検済証を店頭に掲示している写真（認証済店のみ）

※ (2) ⑦を提出する場合は、(2)②③⑤⑥の省略を可とする。

(3) 罹災証明書等【店舗ごと】（必要な方のみ）

なお、審査時又は事後的に売上高等を確認させていただくことがございますので以下の書類については、お手元に保存をお願いいたします。

- ・ 上記で省略可とした資料
- ・ 売上に係るレジの日計表、会計伝票 など

また、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11 実施分、5/12～5/31 実施分、6/1～6/20 実施分、6/21～7/11 実施分）において支給決定通知をお持ちの方は、既に確認済みとなっている事項に係る提出書類については省略可とする予定です。

■その他

○ご協力いただいた事業者の紹介

ご協力いただいた事業者として、店舗名（屋号）を都のホームページ等でご紹介させていただきます。

○専用ポータルサイトの公開

申請受付に先立ち、専用ポータルサイトにて情報発信を行います。ポータルサイトは10月18日（月）14時に開設予定です。

○コロナ対策リーダーの登録

以下のサイトにより登録を受け付けています。

（URL）<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

○問合せ先

問合せは、以下の窓口にて対応します。なお、具体的な申請手続きは、令和3年10月25日（月）の申請受付要項の公表をお待ちください。

感染拡大防止協力金等コールセンター

電話 0570-0567-92

（午前9時00分から午後7時00分まで毎日）